

[検討事項] □議会に市長等の出席要請を最小限とすること
(※要執行部協議事項)

1. 考え方について

議会は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努める。

2. 福島市議会の状況

□地方自治法第 121 条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

2 第 102 条の 2 第 1 項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たっては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

□福島市委員会条例 第 21 条 (出席説明の要求)

委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

□先例 269 会期中に開催される委員会における執行部説明員は、出席要求によることなく、あらかじめ出席するのが例である。

□先例 270 執行部説明員は通常担当部長、次長、課長、係長が出席するが、特別職の出席については特に必要がある場合に限り要請する。

3. 参考条文、参考事例等

○伊賀市 第 11 条 (議会の合意形成)

議会は、言論の府であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

○所沢市 第 12 条 (議員間の自由討議)

議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くしていかなければならない。

2 議長は、市長等に対する本会議等への出席要求を必要最小限にとどめるものとする。

○栗山町 第 9 条 (自由討議による合意形成)

議会は、議員による討論の広場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。